

第1章 支援費制度の概要について

第1節 制度の趣旨

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立した。

本法律は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正が行われていない社会福祉事業、社会福祉法人又は措置制度などの社会福祉の共通基盤制度について、今後増大又は多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、見直しを行ったものである。

この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み「支援費制度」に平成15年4月から移行することになった。

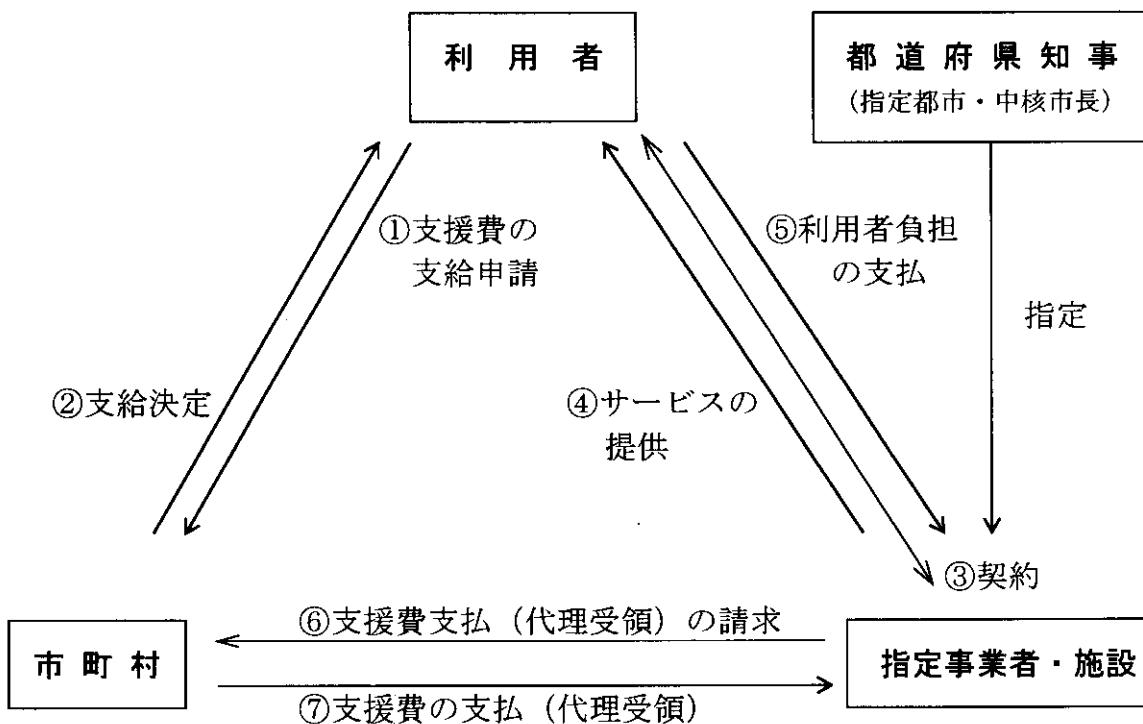
支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、事業者等は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められるようになる。

これにより、障害者の個人としての尊厳を重視した、福祉サービスの利用制度となることを目指す。

第2節 制度の概要

I 基本的な仕組み

- 1 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスの選択のための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- 2 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行った者に対して支援費の支給決定を行う。
- 3 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、障害者福祉サービスを利用する。
- 4 障害者福祉サービスを利用したときは、
 - ・ 本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、障害者福祉サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、
 - ・ 市町村は、障害者福祉サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる。）。

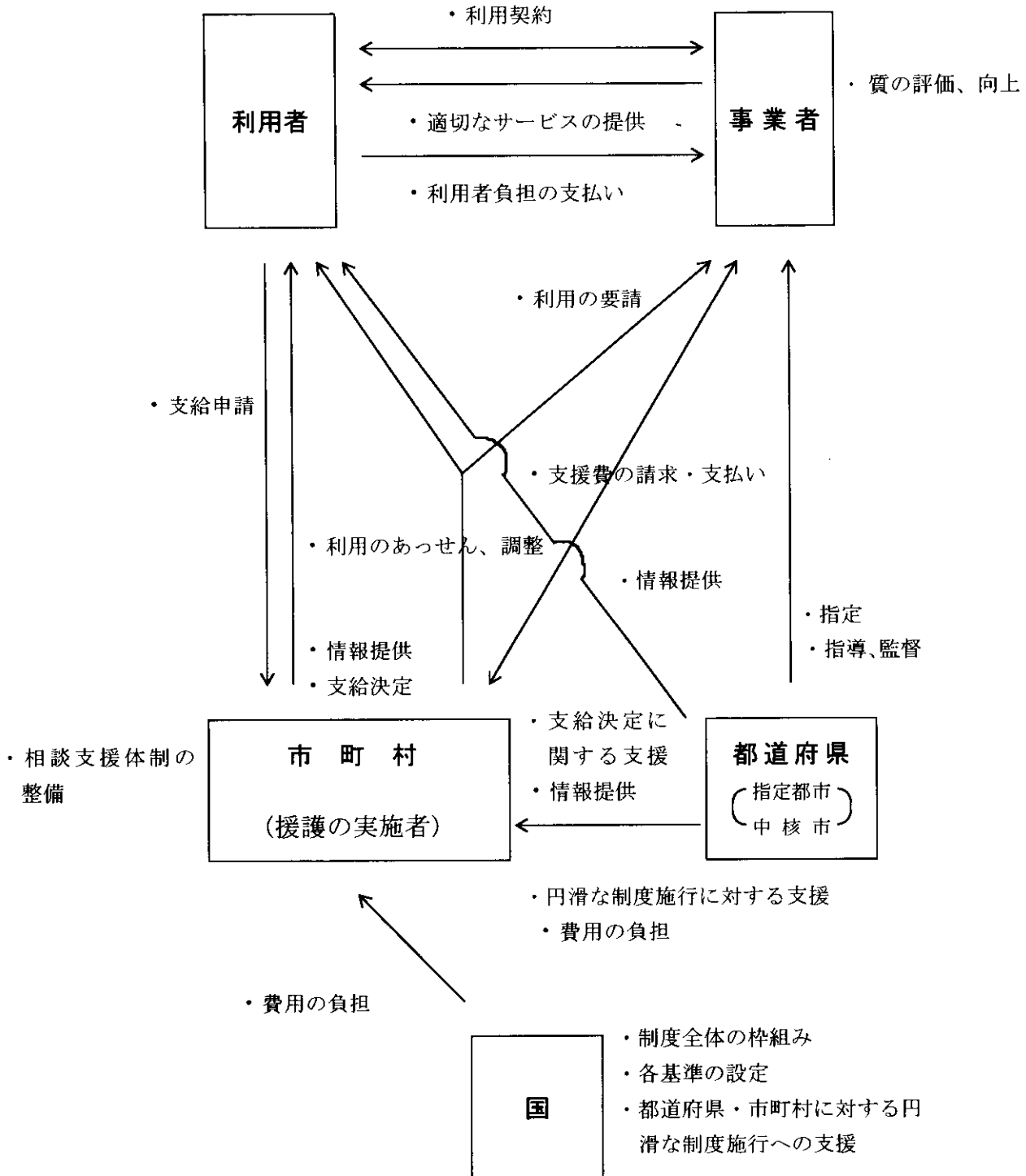


※ やむを得ない事由により上記の方式の適用が困難な場合には、市町村が措置により、障害者福祉サービスの提供や施設への入所を決定する。

II 対象となる障害者福祉サービス

		身体障害者福祉法 (以下「身障法」という。)	知的障害者福祉法 (以下「知障法」という。)	児童福祉法（障害児関係のみ） (以下「児福法」という。)
支援費制度の対象サービス	施設訓練等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く) ・知的障害者通勤寮 ・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設 	
	居宅生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・身体障害者デイサービス事業 ・身体障害者短期入所事業 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・知的障害者デイサービス事業 ・知的障害者短期入所事業 (ショートステイ) ・知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・児童デイサービス事業 ・児童短期入所事業 (ショートステイ)

Ⅲ 事業者、市町村、都道府県、国の各役割



- ・ **事業者の役割**

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することに努める（社会福祉法第5条、第75条第1項、第76条、第77条、第78条第1項及び第82条等）。

- ・ **市町村の役割**

市町村は、地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給決定等を行う（社会福祉法第6条及び第75条第2項等）。

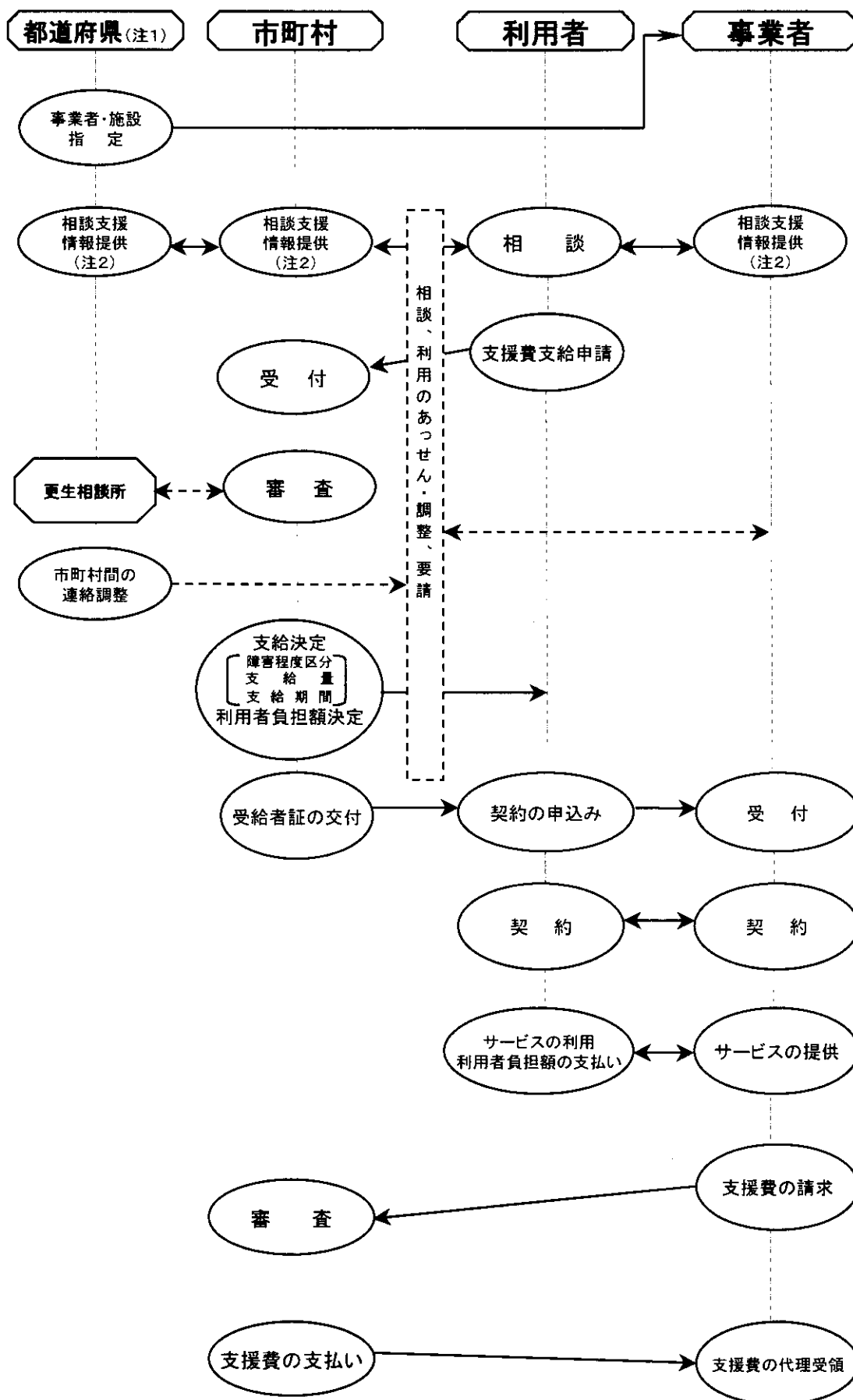
- ・ **都道府県の役割**

都道府県は、市町村において制度が円滑に行えるよう必要な支援を行うとともに、事業者又は施設の指定及び指導又は監督を行う（社会福祉法第6条及び第75条第2項等）。

- ・ **国の役割**

国は、制度全体の枠組みを示し、制度が円滑に行えるよう都道府県及び市町村への支援を行う（社会福祉法第6条、第75条第2項及び第78条第2項等）。

IV 制度の基本的な流れ



(注1) 指定都市、中核市を含む

(注2) 利用者等に対し、都道府県、市町村及び事業者が連携して行う